

インターンシップ実施に関する企業と学校との覚書

山推協商事株式会社（以下、甲という）と 西京大学（以下、乙という）は、令和〇〇年度に実施するインターンシップの取り扱いについて、次の通り覚書を締結する。

1.対象となるインターンシップ（就業体験）実習

令和〇〇年度、乙が山口県インターンシップ推進協議会を通じて甲の事業所に学生を派遣するインターンシップ実習を対象とする。

2.事故災害時の対応

乙は実習を行う学生を学生教育研究災害傷害保険に加入させ、実習中およびその往復途中に生じた事故により身体に傷害を被った場合に対応する。また、学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入させて、実習中およびその往復途中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより甲が被る法律上の損害を補償する。

3.誓約書の提出

インターンシップに参加する学生は、実習に先立ち甲に対し「誓約書」を提出する。

4.実習の打ち切り

誓約書に違反する行為が生じた場合、甲は乙と協議の上実習を打ち切ることができる。

5.その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

6.覚書の効力

この覚書は、下記の署名日付より実習修了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和〇〇年 7月15日

甲 山推協商事株式会社
人事部長
山 協 進 二 印

乙 西京大学
教務部長
山 口 太 郎 印